

京都市訓令甲第 15 号

看護短期大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

令達先を次のように改める。

看護短期大学

第1条中「京都市立大学の学長、事務局長、学生部長、学部長、室長、副室長、課長等」を「看護短期大学の学長、事務長及び担当課長」に改める。

第4条第2項中「副室長又は」を削る。

第5条の見出し中「事故ある」を「事故がある」に改め、同条第1項中「京都市立芸術大学事務分掌規則第4条又は」を削り、「事故ある」を「事故のある」に改める。

別表芸術大学学長の項から附属図書館・芸術資料館企画運営課長の項までを削る。

別表看護短期大学学長の項第1号中「所属教員」の右に「(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)」を加える。

別表看護短期大学事務室事務長の項を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 所属職員(事務長及びこれに準じる者並びに教員を除く。以下同じ。)の休暇、欠勤等の承認等に関すること。 |
| (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。 |
| (3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。
ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 |
| (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。 |
| (5) 日直及び宿直に関すること。 |
| (6) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るもの)を除く。の通知に関すること。 |
| (7) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関すること。 |
| (8) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。 |
| (9) 旅費の支出決定に関すること。 |
| (10) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。 |

看護短期大学事務室事務長	<ul style="list-style-type: none"> (11) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。 (12) 自動車重量税の支出決定に関すること。 (13) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (14) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。 (15) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。 (16) 備品(教具及び教材を除く。)の貸出しに関すること。 (17) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。 (18) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。 (19) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。 (20) ホームページの作成に関すること。 (21) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。 (22) 証明に関すること。
担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。 (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。 (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。 ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。 (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。 (6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。 (7) 担当事務に係る証明に関すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)